

フォトマスターII Pro(フリー版) 使用許諾契約書

【重要】

下記の使用許諾契約書（以下「本契約」といいます）は、お客様（個人または法人のいずれであるかを問いません）とシビルワークスとの間に締結される法的な契約書です。
本ソフトウェア（アップデートプログラムおよびプログラムモジュールを含みます。）をインストール、複製、または使用することによって、お客様は本契約のすべての条件に同意されたことになります。

1.本ソフトウェアのライセンス

- 1)シビルワークスは、本契約記載の条件のもとに、本ソフトウェアに関し、日本国内における以下の非独占的且つ譲渡不可能な権利をお客様に対して許諾します。（以下記載の許諾を総称して「ライセンス」といいます。）
 - (a)本ソフトウェアを、コンピュータハードウェアと使用しているオペレーティングシステム（以下「OS」と呼びます）へインストールし、当該コンピュータハードウェア上で使用する権利。
 - (b)本ソフトウェアの保存のみを目的として、本ソフトウェアのバックアップコピーを作成する権利。
- 2)本ソフトウェアのライセンスには、以下記載の内容あるいは用途を含みません(下記用途での使用を禁止します)。
 - (a)本ソフトウェアの販売、賃貸、リース。
 - (b)サーバーOS 上での使用。
 - (c)本ソフトウェアの一部あるいはすべての機能の提供、抽出利用、第三者への代行利用による利益享受。

2.著作権

- 1)本ソフトウェアおよびお客様が作成した正当なコピーに関する所有権および著作権、特許、商標権、ノウハウおよびその他のすべての知的所有権は、シビルワークスに独占的に帰属します。本契約によって明示されているものを除き、お客様は本ソフトウェアに関する如何なる権利の譲渡、販売、貸与、賃貸、リースおよび担保権の設定はできないものとします。

2)お客様は、本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、派生プログラムの作成を含む、限定されない如何なる修正、改造、改変をすることはできないものとします。本項で禁止されている事項に起因した如何なる損害に関して、シビルワークスは当該損害に関して一切の責任を負わないものとします。

3.免責事項

- 1)シビルワークスは、本ソフトウェア、または4. に定義されるユーザーサポートに関して一切の保証を行いません。また、シビルワークスは、本ソフトウェアの機能またはユーザーサポートがお客様の特定の目的に適合することを保証するものではありません。

2)シビルワークスは、本ソフトウェアの使用あるいは使用不能から生じるお客様の直接または間接の損害（遺失利益の喪失、事業の中止、事業情報の喪失、またはその他の金銭的損失を含みますがこれらに限られません）に関して一切の責任および業務から免れるものとします。

4.ユーザーサポート

- 1)シビルワークスは、本フリーソフトウェアご使用のお客様に対して、ユーザーサポートを提供する義務を負わないものとします。

5.その他条項

- 1)シビルワークスからお客様へ通知、郵送およびその他の kontaktを行いう場合、当該通知、郵送およびコンタクト等の宛先は日本国内に限定されるものとします。
- 2)本契約は、本ソフトウェアの使用許諾に関し、本契約の締結以前にお客様とシビルワークスとの間になされたすべての取り決めよりも優先して適用されます。なお、シビルワークスは、お客様へ事前の通知を行うことなく本契約の内容およびその他の告知内容を変更できるものとし、当該変更がなされた場合、従前の本契約の内容および告知内容は無効となり、最新の本契約の内容および告知内容が適用されるものとします。
- 3)本契約は、日本国法に準拠するものとします。

シビルワークス
2015年3月